

2021年度予算編成に対する要望書

2020年11月11日

日本共産党豊田市委員会
委員長 根本 美春

日本共産党豊田市委員会は、2021年度予算編成にあたり、以下の項目についての実現を求めます。特に消費税増税とコロナ禍による不況の中、税金の無駄遣いや不要不急の大型事業を見直し、市民の生活と医療・福祉・教育を最優先することを求めます。

【経営戦略部】

- 1、以下の項目の内容について、国に意見を述べていただきたい。
 - (1) 日本国憲法を守り、立憲主義を貫くこと。
 - (2) 戦争する国づくりをすすめる「安全保障関連法」を廃止すること。
 - (3) 核兵器禁止条約をただちに批准すること。
 - (4) 憲法と教育基本法が禁じる教育への不当な政治介入を許さず、地方自治体と学校の自主的で多様な教育活動を尊重すること。
 - (5) コロナ禍から暮らしと経済を守るために、消費税を5%へ減税すること。法人住民税の一部国税化の措置を元に戻すこと。
 - (6) 長時間労働の規制、「サービス残業」の根絶、「残業代ゼロ」制度は廃止すること。全国一律で最低賃金を時給1000円以上に引き上げ、1500円をめざすこと。
 - (7) 地域経済に深刻な打撃をもたらす日米FTA交渉は中止すること。
 - (8) 原発の再稼働は行わない。政府の責任で高浜原発の原発マネー疑惑の真相究明を早急に行い、原発行政の見直しとして再稼働した原発は即時停止する。脱原発・再生可能エネルギーの本格的な導入へと、エネルギー政策を転換すること。
 - (9) 情報漏えいの危険があるマイナンバー制度は運用を中止し廃止すること。
 - (10) 75歳からの医療窓口負担の2倍化、要介護度1、2の利用者の介護保険からの締め出しなど社会保障の改悪を中止し、年金や生活保護など社会保障制度の拡充を図ること。
 - (11) 被災者支援、復旧・復興への公的支援を抜本的に強化すること。
 - (12) コロナ禍を理由とした解雇・雇止めを行わないよう、企業に対し指導を徹底すること。
 - (13) 日本学術会議が推薦した新会員6名の任命拒否を撤回すること。
- 2、「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に市長として署名していただきたい。
 - (1) 「平和首長会議」加盟都市にふさわしい施策として、みよし市のように市内の中学生を平和学習広島派遣団として8月の広島平和式典に送るなどの平和行政に取り組むこと。非核平和都市宣言を行うこと。

(2) 広島・長崎の原爆病院への健診費用の補助など、少なくない県内自治体がとりくんでいるような被爆者援護策を具体化すること。

【企画政策部】

- 1、環境都市として脱原発宣言を行い、市民の生命と環境を守るため全ての原発再稼働に反対すること。
- 2、環境モデル都市アクションプランで定めたCO₂削減に関する効果検証結果では、一人当たりの排出量が12tで他市（飯田市6.2t、富山市9.7t）より高い。また、2050年CO₂排出ゼロをめざして、一番多い産業部門（61%）の排出削減を強化すること。
- 3、「再生可能エネルギー導入指針」にかかげた多様なエネルギーの活用に向けて計画を明らかにすること。
- 4、スーパーシティ法は個人情報や企業に流し、市民のプライバシーや人権が侵害される危険がある。また、AIやビッグデータの利用で、住民参加の規定も曖昧であり、豊田市はスーパーシティに応募しないこと。
- 5、エコフルタウンは「短期的」な事業として期間を定めて廃止し、中心市街地に残された貴重な「公的利用の土地」として活用できるようにすること。
- 6、都市計画マスタープランの立地適正化計画で示した「新市街地区域」（前田・御幸地区）は、洪水ハザードマップ（150年に一度の降水確立）の浸水区域（2～5m）にあり、さらに千年に一度の降水確率による見直しをしているので、これを外すこと。
- 7、中山間地域振興のための基本計画の策定と基本条例の制定を行うこと。
- 8、法人市民税や合併に伴う地方交付税等の低減を理由として、市民生活に直接かかわる施策や福祉施策の廃止や削減を行わないこと。
財源は、資本金10億円以上の法人に、超過課税の上限までの引き上げで行い、それを使って行政水準を確保すること。
- 9、公共施設の統廃合や民営化など運営方針の見直しを至上命題としないこと。
公共施設の整備と維持管理手法については、市民に十分な情報開示を行ない、市民の参加と合意を得ることを前提に、慎重に検討をすすめること。
- 10、「ふるさと納税」制度は返礼品が目的に加熱し、ふるさと振興の趣旨から外れており、また、住民税が減税されるなど高額所得者が優遇されている。返礼品をなくし、出身地に限定するなど制度の見直しを求めること。

【総務部】

- 1、計画的に非正規雇用をなくし正規職員にすること。なくすまでの間は、同一労働・同一賃金にすること。
- 2、育児休暇・介護休暇をいつでも取得できる職員配置を検討すること。特に、男性職員が育児休暇を取りやすい体制をつくること。
- 3、災害やコロナ禍などに対応する職員体制は不足している。残業時間の改善（短縮）が図られていない実態があり、さらなる市民サービスの向上と残業をなくすために、市職員定数を計画的に増やすこと。
- 4、「公契約基本方針」を実践してきた経験をふまえて、さらに、地域内経済循環を発展

させる位置づけから公契約条例の制定を行うこと。

- 5、指定管理者制度は、効率性に偏ることなく、職員の専門性の確保、事業継続性の保障、公共性の確保などを重視し、そのあり方を抜本的に見直すこと。

【市民部】

- 1、納税者の権利保障を明らかにした納税者憲章を制定すること。
- 2、滞納整理にあたっては、滞納者の生活・営業実態を把握しないまま差し押さえるなどの強権的発動は絶対行わないこと。滞納者が生活を窮迫させる恐れのある時には差し押えでなく、分納など配慮すること。
- 3、市税において、換価の猶予制度をはじめとした納税緩和措置について周知徹底をはかること。
- 4、LGBT(性的少数者)の人権が尊重されるよう、当事者が必要としている支援策をさらに拡充すること。西尾市の「パートナーシップ宣誓制度」など参考に、LGBTのカップルをパートナーとして公的に証明する制度をつくること。
- 5、国民健康保険
 - (1) 保険税の引き上げを行わず、減免制度を拡充すること。
一般会計からの繰入額を増やし、少なくとも一世帯一万円引き下げること。
 - (2) 18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施すること。
 - (3) 保険税滞納世帯に対する生活実態把握に努め、納付相談と分割納付の柔軟な対応を行うこと。一律機械的な差し押さえ、短期保険証の発行などによる制裁的な措置は行わないこと。滞納世帯への差し押さえは、法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることが無いようにすること。
- 6、年金制度について以下の点を国に要望すること。
 - (1) マクロ経済スライドの廃止
 - (2) 「年金カット法」の廃止
 - (3) 全額国庫負担による「最低保障年金制度」を創設すること

【地域振興部】

- 1、土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定を早期に完了すること。
「砂防ダム」や「急傾斜地の崩落防止施設」の事業は、前倒しで進めること。
- 2、防災施設の総点検を行い、構造物の耐震化など必要な補強改修を急ぐこと。
液状化対策や軟弱地盤の改良に取り組み、住民への周知と必要な対策を具体化すること。「千年に一度」の洪水ハザードマップ作成は、土砂災害危険区域と併せて記載すること。作成は地区別に住民参加で学習しながら行うこと。
「避難勧告・避難指示」で対象住民が、予め避難場所と「逃げ時」をわかりやすくすること。
- 3、上郷地区の畝部小学校は、地震・液状化ハザードマップの危険区域にある避難所であり安全な場所への見直しをおこなうこと。
- 4、災害時の避難情報がすべての住民に正確、迅速に伝達されるようにすること。

危険区域内で生活困難な人には、戸別受信機を無償配布すること。

5、避難所となる体育館にエアコン、間仕切り設置などの改善をすること。

6、防犯灯、街路灯を増設し、夜道の安全を確保すること。

防犯灯の維持費についての地元負担分は全額市補助にすること。

【生涯活躍部】

1、博物館建設は、コロナ禍、不況、人口減少化、財政事情の悪化から事業を凍結すること。

2、巨額な市財政からの持ち出しを繰り返している豊田スタジアムの管理運営を、抜本的に見直し、対策を具体化すること。

3、既存のスポーツ施設の維持管理を適切に行い、屋内プール、体育館、テニスコートなど、地区の市民が身近に利用できるようにスポーツ施設を拡充すること。

4、柳川瀬公園の多目的広場の照明施設をつけること。老朽化した同体育館の建て替えをすすめること。

5、わくわくワールド（ものづくりフェスタ）では、自衛隊車両の展示、および試乗を中止すること。

【子ども部】

1、新型コロナウイルスの集団感染防止対策として、保育施設への財政的支援をすること。

2、高嶺こども園の民間移管は中止すること。

公立こども園の施設の改修・改築の促進を含め、継続・充実を図ること。

隠れ待機児を含む待機児童対策は、こども園を増やして実施すること。

3、企業主導型保育事業への確実な監査と、認可外保育施設への適切な指導を行うこと。

4、保育所給食は民間委託・外部搬入のやり方を見直し、自園調理に改めること。

給食は保育の一環の考えから、給食費の無償化を行うこと。

5、フルタイム勤務の非正規雇用の保育師を正規の保育師として配置すること。

公私立こども園の正規・非正規保育師(士)の賃金の改善をおこなうこと。

無資格者の配置をおこなわないこと。

6、放課後児童クラブ指導員の民間委託をやめ、市直営に戻すこと。

児童クラブの対象を5年生6年生に拡大すること。

放課後児童クラブの継続性・専門性・質の向上の確保のため、支援員の有給休暇取得をはじめ、労働基準法の遵守や処遇の改善について、確実な実態把握ができる仕組みを作り、委託事業者に対し市は責任を持って指導を行うこと。

支援員不足の確保策を講じること。

7、学習支援事業の全市への拡大を図ること。

「子ども食堂」に取り組む市民の活動に対し、コロナ禍で感染防止対策をとり、継続・安定した活動ができるよう、積極的にサポートすること。

【環境部】

- 1、2050年に温室効果ガス実質排出ゼロをうたっている地球温暖化対策の国際ルール「パリ協定」を受けて、本市地球温暖化対策を再検討すること。
温室効果ガスの排出削減目標を引き上げること。特に、一番割合が多い産業部門の削減目標を、具体的に強化すること。
- 2、豊田PCB処理施設の完了期限が延長されたが、期限までに処理完了する計画を明らかにすること。
- 3、緑ヶ丘周辺で工場方面からの異臭の対策をとること。
- 4、市内の絶滅のおそれのある野生動植物の種について、愛知県のレッドリストあいち2020をベースに、岡崎市のように「レッドデータブック」を作成すること。

【福祉部】

- 1、医療
 - (1) 新型コロナウイルス感染防止対策に係る医療機関への財政的支援をすること。
 - (2) 南部地域における第2次救急医療体制を確保すること。
南部1次休日救急診療所の夜間の診療受け入れができる体制とすること。
障がい者の活動施設とこども発達センターが併設されている南部1次休日救急診療所に通所・通院できるバス路線の整備をすすめること。
 - (3) 子どもの医療費無料制度を18才まで拡大すること。
 - (4) 75歳以上の高齢者の医療費無料制度を創設すること。合わせて、70歳～74歳までの医療費負担について市独自の高齢者医療費助成制度を拡充すること。
- 2、介護
 - (1) 新型コロナウイルスの集団感染防止対策として、介護事業所への財政的支援を拡充すること。
 - (2) 介護認定にあたっては、窓口での「基本チェックリスト」による振り分けを行わず、これまでと同様に認定申請を受け付けた上で、次の認定事務にすすめるようにすること。
 - (3) 総合事業の現行相当サービスを、今後とも継続して利用ができるようにすること。
期間を区切った「卒業」は行わないこと。
 - (4) 一般会計からの法定外繰り入れを増やし介護保険料を引き下げること。
保険料の減免制度は預貯金・資産の条件を緩和すること。
 - (5) 低所得者に対する利用料の減免制度を拡充すること。
 - (6) 待機者を早急に解消するために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設を増やすこと。
 - (7) ヘルパーなど介護職員の人材確保と処遇改善の抜本的な市独自施策を講ずること。
 - (8) 要介護認定者の障がい者控除を申請しやすくするため、従来の周知方法を検証し、必要書類を送付すること。
 - (9) 豊寿園の施設を改修すること。

無料で憩える老人福祉施設は、市民ニーズの把握を行い、身近に利用できる施設の整備計画を持つこと。

3、障がい者

- (1) 新型コロナウイルスの集団的感染防止対策として、施設への財政的支援を行うこと。
- (2) グループホームや入所施設に対して、市独自の加算や補助金を増額すること。
施設建設のための補助金増額や市有地の無償貸与も含め、整備の促進を図ること。
- (3) 移動支援の利用実態を把握し、障がい者・児が必要とする通園、通学、通所、通勤で利用しやすくすること。
障がい者・高齢者へのタクシー券助成は、利用者から「使いにくい」との意見があり、利用分に対して全額使用できる方式に改めること。
- (4) 民間企業での障がい者雇用について、就労継続支援事業所も含めた実態調査を行ない、雇用環境の改善につとめること。雇用先の確保を含め、特別支援学校卒業生の多様な進路を保障すること。
- (5) 障がい児の放課後や長期休暇中の日中活動を保障する児童デイサービスを拡充すること。

4、生活保護

- (1) 新型コロナ感染症拡大を踏まえて、厚労省が9月11日に通知をした内容を遵守すること。特に、自動車の保有について、保護開始後も収入が途絶えている状況が続く場合、引き続き認めること。
- (2) 社会福祉士等の資格を持ったケースワーカーを配置し、一人当たり担当世帯数が国基準（80世帯）となるよう増員すること。
自立に向けたきめ細かな支援のため、経験豊かな職員の配置、研修の充実を図ること。警察官OBの配席を見直すこと。
- (3) 扶助費削減の影響をよく把握し、子育て世帯に対する独自援助施策を復活・強化すること。
高齢者、障がい者世帯、就学前の子どものいる世帯などへのエアコン購入補助および、電気代補助制度を創設すること。
- (4) 派遣切りなどで住居を失って保護を受ける場合の一時宿泊所として、市が無料宿泊所の設置を行い、自立を支援すること。

【保健部】

1、新型コロナ感染症対策として

- (1) 感染震源地の地域住民、事業所の在勤者全体にPCR検査を実施すること。
- (2) 感染リスクの高い、医療、介護、福祉施設、保育・教育などの職員に定期的なPCR検査を実施すること。
- (3) 無症状・軽症患者の隔離、保護する宿泊療養施設を、市内に確保すること。

2、コロナ禍において、子ども、障がい者へのインフルエンザワクチンの任意予防接種に対する助成制度をつくること。

高齢者用肺炎球菌ワクチン（定期接種）の2回目の接種を任意予防接種事業の対象とすること。

【産業部】

- 1、消費税増税とコロナ禍による不況の下で、経営実態の把握を行うこと。それを踏まえ、特別対策を講じること。
小規模企業振興基本法の制定を踏まえ、小規模企業振興条例を制定し、実効性のある小規模企業振興の計画を策定すること。
- 2、自動車関連の大企業に突出した産業構造からバランスのとれた地域連関経済に、市の産業政策の転換をはかること。
中小の法人の65%が「赤字」であり、中小企業への支援策を強めること。
- 3、原発関係の電源立地地域対策交付金について、申請をしないこと。市長を先頭に、「核のゴミはいらない」の声を自治体として表明すること。
- 4、農業就業者が増え、農家経営が成り立つように、市独自の対策を強化すること。

【都市整備部】

- 1、都心の開発は凍結し、これまでの開発を第3者委員会で評価・分析をすること。
駅前通りのフルモール化は中止をすること。豊田市駅東口のバスターミナルは廃止しないこと。
- 2、コロナ禍や財政事情などから、中央公園第2期整備計画は中止すること。
- 3、「液状化の危険度が極めて高い区域」を、建築基準法に基づく「地盤が軟弱な区域」に指定し、被害を減らすため対策を強化すること。
民間木造住宅の耐震診断・改修工事、耐震シェルター整備工事の助成制度をさらに拡充すること。
- 4、入居待ちの実態から、市営住宅の新增設で解消すること。
当面、民間賃貸住宅を市が借り上げて、入居資格者に、家賃補助で提供すること。
- 5、市内の鉄道駅のバリアフリー化とエレベーターやエスカレーターの設置をすること。
上豊田駅のバリアフリー化を早急に行うよう、名鉄と協議をすすめること。
- 6、コミュニティバスについて、生活交通空白地域の長興寺地区（秋葉、長興寺、下市場、市駅）に路線を新設すること。
- 7、猿投駅前の公衆トイレ問題を、名鉄まかせでなく、市として障がい者対応の多目的トイレを設置すること
- 8、都心にある毘森公園を総合公園に相応しく、誰もが使いやすい公園に整備すること。
当面、樹木の伐採・剪定で明るく安全にし、散策路整備と楽しい遊具などの管理整備を行うこと。
広域避難にも使え、雨天時や夏の日除けのための「屋根」（上屋）を設置すること。
県が行う公園内を通る用水の改修工事で蓋をするよう設計協議をすること。併せて枝下緑道（自転車道）を用水沿いに直線化の計画変更をすること。
- 9、川端公園の公衆トイレは、夏季の利用頻度に応じ、管理を徹底すること。
- 10、豊田市開発手続き条例は、藤岡（北一色町）の「農地造成」の不法行為を踏まえ、見直すこと。土砂等の埋め立ては三重県の「土砂条例」を参考に、土地所有者の同意及び周辺地域の住民等への説明会を実施後に、「許可」とすること。

【建設部】

- 1、道路予算において、高速道路関連・高規格道路の整備偏重を改め、道路施設の維持管理・保全・更新、および市民の日常生活の安全性・利便性を向上させる生活道路重視の予算にすること。
- 2、中心市街地への浸水被害対策として、安永川、長田川などの改修整備計画を作ること。
- 3、道路予算において、生活道路重視の予算にすること。
司町3丁目交差点西側の市道の歩道（未舗装）を舗装し整備すること。
- 4、豊田・安城自転車道の整備を連続させ計画的に行うこと。
毘森公園から朝日ヶ丘地区までの整備を、県の用水改修工事に併せて行うこと。
- 5、市道小坂若林2号線（トヨタすまいる前）の横断歩道前後の視距改良をおこなうこと。

【上下水道局】

- 1、上下水道の民営化は行わないこと。
- 2、上下水道料金に「福祉料金制度」と「減免制度」を設けること。

【教育委員会】

- 1、中央図書館の指定管理による運営の検証に、市民の視点を生かす仕組みをつくること。
中央図書館の運営は、指定管理を改め市直営に戻すこと。
- 2、給食センターのPFI方式は、これ以上しないこと。
- 3、「食育」を教育の一貫に据えて、学校給食を無償化すること。
- 4、アレルギー対応の給食を全市に拡大すること。
- 5、現行の市の私学助成を増額すること。
- 6、名古屋海軍航空隊の遺構など戦争・戦災遺跡の整備保存をすること。
- 7、小中学校の体育館へのエアコン設置をすること。
- 8、少人数学級をすべての学年に拡大すること。
- 9、体罰を、学校、教育現場から一掃すること。
いじめ、暴力、学級崩壊の状況を正確に把握し、学校への支援体制を強化すること。
いじめの予防、発見、相談、解決など早期の対応のため、スクールカウンセラーを全小中学校に配置すること。
- 10、スクールソーシャルワーカーを早急に中学校区に配置すること。
- 11、発達障害など支援の必要な児童・生徒にきめ細やかな対応ができるよう学級運営補助指導員をさらに増員すること。
- 12、教職員の労働条件について
臨時教員の正規採用を積極的にすすめること。
正規教員を増やすこと。
学校現場に競争と分断、混乱を持ち込んでいる教職員評価を中止すること。
教員の産休・育休に伴う欠員に対して、対応を学校現場まかせにせず、教育委員会として対応すること。
必要数を事前調査し、市の常勤講師の採用による「プール制」を導入して対応できる

ようにすること。

- 13、部活動の活動日について、教員の多忙化解消・子どもの健康面から、ガイドラインに基づく指導を継続し、さらに改善すること。
- 14、正規の学校図書館司書を全中学校と、大規模小学校に配置すること。
- 15、義務教育費無償の原則に基づき、教育費の保護者負担の軽減として、鍵盤ハーモニカ、算数セットを学校の備品として整備すること。
- 16、通級指導教室を増やす事。そのための教員体制を拡充すること。
- 17、就学援助の対象を生活保護基準の1.4倍に拡大し、『PTA会費』『生徒会費』『クラブ活動費』を就学援助の費目の対象とすること。
- 18、小中学校の残り全ての棟・階ごとのトイレ改修・洋式化計画を前倒しし完了すること。
- 19、ジェンダー平等の観点で、性別に違和感をもつ児童生徒が気軽に相談できるよう、カウンセラーによる相談体制の充実を図るとともに、教職員と児童・生徒への啓発活動の充実をはかること。
- 20、自衛隊への職場体験学習は実施しないこと。
- 21、外国籍など特別な支援が必要な児童・生徒に、きめ細やかな対応ができるように、日本語教育適応学級担当教員、日本語指導員、翻訳通訳スタッフを、必要な学校にはすべてに配置すること。

以上